

(平成22年10月6日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認岩手地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	1 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年5月から53年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年10月から50年3月まで  
② 昭和50年10月から51年3月まで  
③ 昭和52年5月から53年3月まで

私の国民年金の加入手続は夫が行い、国民年金保険料の免除申請についても、夫が夫婦一緒に行っていたはずだ。

したがって、申立期間について、夫は申請免除期間となっているのに、私だけが未納期間となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年5月ごろにA市で払い出されていることから、申立人の国民年金の加入手続についても、申立期間③の始めごろに行われたと推認される。申立期間当時、国民年金保険料の免除承認期間は、免除申請のあった日の属する月前における直近の基準月から免除申請のあった日の属する年度の末月までとされており、当該加入手続時点においては、申立期間③に係る保険料の納付又は保険料の免除申請を行うことが可能であったと考えられる。

また、申立人及びその夫は、婚姻後の昭和49年から二人で自営業を営んでおり、申立期間当時は生活も苦しかったと供述しているところ、申立人の夫については、申立期間を含む49年10月から62年3月までの期間が、国民年金保険料の申請免除期間となっている上、申立人についても、申立期間③後の53年4月から62年3月までの期間が、保険料の申請免除期間となっていることが確認できる。

これらのことを踏まえると、国民年金保険料の免除申請を行うことが可能

である申立期間③について、申立人の夫が、自身の保険料の免除申請のみを行い、申立人の免除申請を行わなかったとするのは不自然である。

申立期間①及び②について、前述のように、申立人の国民年金の加入手続は昭和 52 年以降に行われたと推認されることから、制度上、申立期間①及び②については、さかのぼって国民年金保険料の免除申請を行うことができない。

また、申立人の夫は、申立人の国民年金の加入手続を A 市で行ったとしている上、申立人は、昭和 49 年以降、A 市以外に住民登録していないなど、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 5 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められる。

## 岩手厚生年金 事案 723

### 第1 委員会の結論

申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を、昭和57年4月から同年6月までは14万2,000円に、58年4月及び同年6月から59年6月までは16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名：男  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和34年生  
住所：

#### 2 申立内容の要旨

申立期間：① 昭和57年4月1日から同年7月1日まで  
② 昭和58年4月1日から59年10月1日まで

ねんきん定期便をチェックしていたところ、A社に勤務していた期間の一部について、給与明細書に記載されている厚生年金保険料額と標準報酬月額が合わないことに気が付いた。

申立期間について、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①について、申立人の標準報酬月額については、申立人が提出した給与明細書により確認できる給与支給額及び厚生年金保険料の控除額から、14万2,000円に訂正することが妥当である。

申立期間②について、申立人の標準報酬月額については、申立人が提出した給与明細書により確認できる給与支給額及び厚生年金保険料の控除額から、申立期間②のうち、昭和58年4月及び同年6月から59年6月までについては16万円

に訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①及び申立期間②のうち昭和 58 年 4 月及び同年 6 月から 59 年 6 月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは照会文書の回答が得られず、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②のうち、昭和 58 年 5 月及び 59 年 7 月から同年 9 月までの期間については、給与明細書に記載された給与支給額から計算した標準報酬月額は、厚生労働省で記録されている標準報酬月額より低額又は同額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

## 岩手厚生年金 事案 724

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日の記録を昭和 32 年 8 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 8 月 1 日から 33 年 4 月 1 日まで

父と一緒にD社E支店からA社C支店に転勤した同僚の厚生年金保険被保険者記録が訂正されたと聞き、父の記録についても間違っていると思われるので、父の厚生年金保険被保険者記録の訂正をお願いしたい。

(注) 申立ては、申立人の長男が死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

A社C支店の事業を承継したB社から提出された申立人に係る社員カード(写)及び会社沿革に係る資料から判断すると、申立人が申立てに係る関連会社に継続して勤務(D社E支店から同社と昭和 32 年 8 月に合併したA社C支店に同年 8 月 1 日に異動)していたことが確認できる。

また、当時の社会保険事務担当者は、「申立人は、昭和 32 年 6 月にD社E支店から出向してきて同年 8 月からは転勤扱いとなった。申立人は本社採用なので本社から付替伝票で厚生年金保険料の請求が来ており、申立期間においても給与から厚生年金保険料を控除していた。」と供述している。

さらに、B社は、「正社員であれば、厚生年金保険に加入する資格があったと思われる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のD社C支店における昭和33年4月の厚生年金保険事業所別被保険者名簿の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 岩手国民年金 事案 659

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から52年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月から52年7月まで  
申立期間については、夫の扶養から外れる際に、夫が私の国民年金の加  
入手続をし、申立期間の国民年金保険料を納付したはずだ。  
したがって、申立期間が国民年金の未加入期間となっていることに納得  
できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年12月に婚姻し、申立人の夫は46年12月から52年  
8月まで厚生年金保険に加入していることから、厚生年金保険被保険者の配  
偶者である申立人は、申立期間のうち婚姻後の期間において国民年金の任意  
加入対象者となるところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、A町において  
52年12月に夫婦連番で払い出されており、国民年金の任意加入対象者は、  
制度上、さかのぼって申立期間に係る国民年金被保険者の資格取得及び申立  
期間の国民年金保険料の納付を行うことはできない。

また、国民年金被保険者台帳によると、申立人及びその夫の国民年金被保  
険者資格取得日は、「昭和52年8月1日」で一致している上、同年7月以  
前の期間については、夫婦共に「ここまで納付不要」の印が押されているこ  
とが確認できる。

さらに、申立人の夫は、B市に居住していた時は申立人の国民年金の加入  
手続をしておらず、A町で初めて同手続を行ったとしていることから、申立  
人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情  
も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す  
関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付



していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 岩手国民年金 事案 660

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 9 月から同年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 41 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 9 月から同年 11 月まで

私は、昭和 63 年 9 月ごろ A 町（現在は、B 市）に転入した際に、転入届と同時に国民年金の加入手続をし、申立期間の国民年金保険料を納付したはずだ。

したがって、申立期間の国民年金保険料の納付記録が無いことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している年金手帳、A 町作成の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録のいずれにおいても、申立人が初めて国民年金の被保険者となった日は平成元年 2 月 1 日で一致しており、申立期間は国民年金の未加入期間とされている。

また、申立人は、A 町転入前は国民年金の加入手続をしていないなど、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

以上のことを踏まえると、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立期間に係る国民年金保険料の納付書が発行されることは無く、申立人は申立期間の保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から同年11月までの国民年金保険料及び付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、昭和54年12月から61年3月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年4月から同年11月まで  
② 昭和54年12月から61年3月まで

申立期間①は、国民年金の任意加入対象期間であったが、将来のことを考えて、厚生年金保険の資格喪失後、空きがないように国民年金の加入手続きを行い、定額保険料と付加保険料を納付したはずである。

また、申立期間②については、定額保険料と一緒に付加保険料も納付したはずである。

したがって、申立期間①が未加入期間とされていること、及び申立期間②が付加保険料を含めた納付とされていないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、国民年金受付処理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和54年12月にA村（現在は、B市）で払い出され、申立人は、任意加入被保険者として「昭和54年12月1日」に国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できるところ、申立期間は、申立人の夫が厚生年金保険の被保険者であることから、国民年金の任意加入対象期間となり、制度上、さかのぼって国民年金に加入することはできない。

申立期間②について、申立人は、昭和54年12月から国民年金に任意加入し、同月からの定額保険料を納付していることが確認できるが、同期間において付加保険料の納付申出をした形跡は見当たらない上、申立人から聴取しても、申立期間②当時の付加保険料の納付申出の手続及び付加保険料の納付について、具体的な供述を得ることはできなかった。

また、申立人は、昭和 49 年以降、A 村以外に住民登録をしていないなど、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①の国民年金保険料及び付加保険料並びに申立期間②の付加保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間①の国民年金保険料及び付加保険料並びに申立期間②の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料及び付加保険料並びに申立期間②の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年10月20日から23年8月14日まで  
私は、昭和21年10月20日にA社に就職し、25年5月15日付けで退職するまで継続して勤務していたので、私が申立期間において厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が保管している申立人に係る履歴カード及び申立人が保管している申立期間に係る辞令により、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが確認できる。

しかし、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立人が入社した時点で既に勤務していた同種同僚として名前を挙げた3人のうち2人は申立人と同じ昭和23年8月14日に申立事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得している上、1人は厚生年金保険の被保険者となった記録を確認できなかった。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立期間において、申立人の名前は無く、厚生年金保険被保険者資格を取得した者もない。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立期間において、申立人に厚生年金保険手帳記号番号が払い出された形跡が無い。

加えて、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立人の厚生年金保険被保険者資格を取得した日が昭和23年8月14日と記録されており、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿に記載された厚生年金保険被保険者資格を取得した日及びオンライン記録と一致している。

また、申立事業所の承継事業所であるC社は、「当時の資料を保管していないので申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入など何も分からない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。